

千葉県国民健康保険団体連合会からのお知らせ

令和6年4月10日（水）（必着）をもって国保連合会への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種費の請求が終了いたします

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、令和6年3月31日をもって特例臨時接種が終了することに伴い、国保連合会での住所地外接種分の請求支払に係る処理は令和6年4月10日（必着）までの提出分をもって終了となります。

なお、令和6年4月11日以降に請求漏れ等の理由により費用請求を行う場合は、住所地外接種分についても住所地の市区町村に請求書等を直接提出していただくこととなります。

また、市区町村別請求書及び国保連提出用請求総括書については、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）で作成した請求書等の提出をお願いしておりますが、令和6年3月31日17時をもって、V-SYSのすべての機能が終了いたします。

それ以降は厚生労働省のホームページから当該様式をダウンロードの上、御利用いただくこととなります。

※市区町村別請求書及び国保連提出用請求総括書の様式はこちらに掲載されています。

厚生労働省HP「新型コロナウイルスワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等」
URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の「様式4-5-1 市区町村別請求書」、「様式4-5-3 請求総括書」）